

## 福岡県まちとむら交流推進協議会規約

### (名 称)

第1条 本会の名称は、福岡県まちとむら交流推進協議会（以下、「協議会」という。）とする。

### (目 的)

第2条 食文化や農林水産業の体験を通じた、福岡県らしい「まちとむらの交流」を拓げるため、県内の交流型、滞在型都市農村交流の実践者や関係者が相互に交流・連携する場を作り、もって農林水産業や農山漁村への理解の促進と、地域の活性化を目指す。

### (事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 福岡県らしい都市農村交流の研究および普及・啓発
- (2) 都市農村交流実践者や関係者間の情報交換、交流に関すること
- (3) 都市農村交流の受け入れ体制整備、人材育成に関すること
- (4) その他目的達成のために必要な事業

### (会 員)

第4条 協議会の会員は、第2条の目的に賛同する県内の都市農村交流実践者や関係者等とする。

### (入 会)

第5条 本会に入会するには、所定の申込書によって申し込み、会長の承認を得るものとする。

### (役員を選任及び任期)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
  - (2) 副会長3名
  - (3) 運営委員若干名
- 2 前項の役員は、総会において会員の中から選任し、任期は2年とする。但し、再任は妨げない。
- 3 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行うものとする。

(総会)

第7条 第3条で定める事業について協議を行うため、総会を開催する。

2 総会は、会長が招集する。

(総会の議決事項)

第8条 次の各号に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

(1) 福岡県まちとむら交流推進協議会規約の改正に関する事

(2) 事業報告に関する事

(3) 事業計画に関する事

(4) その他、まちとむら交流推進協議会の目的達成に必要な事項

2 前項の議事は、出席した会員の過半数の同意をもって決するものとする。

(役員会)

第9条 協議会の運営方針等について協議を行うため、役員会を開催する。

2 役員会は、会長が招集する。

3 役員会は、会長、副会長、運営委員で構成する。但し、会長は必要に応じて役員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、福岡県農林水産部食の安全・地産地消課内に置く。

(その他)

第11条 この規約に定めるほか、本会の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成26年5月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年6月23日から施行する。

附則

この規約は、平成30年7月13日から施行する。